

# 老朽空き家等除却促進事業をご利用する際の注意事項

※必ずご一読ください。

- 本事業は、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な空き家等の除却を促進するため、家屋の除却に要する費用の一部を補助することにより、市民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的としています。
- 補助申請を行う前に、必ず事前相談を行って下さい。「補助対象家屋」の要件を満たしているかの確認を行います。(過年度分も含め、現在の事前相談の有効期限は令和6年度までです。)  
なお、事前相談だけでは補助申請を行った事にはなりませんのでご注意ください。
- 補助申請については、前期（5月頃）、後期（10月頃）に申請期間を設け、受付を行います。申請期間内に申請頂いた中から、危険度の高いものから優先的に交付し、予算がなくなり次第、受付を終了します。（申請期間等の詳細については、市政日より、HPに掲載を行います）  
なお、特に危険度の高いもの（特別枠）については、4月から通年で先着順に受付を行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- 申請書は、申請者又は代行者が郵送又は窓口を持参してご提出ください。
- 申請書受理後、申請者及び解体業者について、暴力団排除の取り組みの為、県警への照会を行います。
- 補助金の交付は、空き家のある土地を、原則として更地（CB塀や樹木などは全て撤去）とする場合に限ります。また、解体後の土地などは関係諸法令等に適合しない場合（二段擁壁、敷地の安全性（土砂流出など）が確保できないと判断した場合等）は補助金を交付することは出来ません。なお、安全上やむを得ず塀等を残す場合は事前にご相談ください。
- 家財道具等の動産物撤去費、井戸埋め戻しのお祓い費、解体後の敷地の舗装費、解体業者による代行費（リサイクル申請等）等は交付額の算定（除却に要した額）に含めることは出来ません。
- 解体工事に着手している場合は、補助の対象となりません（解体工事に着手可能となるのは、申請後、市から補助金交付決定通知を受け、市に「着手届」を提出した後となります）。  
着手届は着工前かつ交付決定後30日以内のいずれか早い日までに必ず提出してください。
- 完了報告は、工事完了後20日以内かつ当該年度2月10日までのいずれか早い日までに、必ず「完了報告書」等必要書類を提出してください。  
また、3月10日までに補助金請求の手続きが完了しなければ、補助金を交付できません。
- 補助申請の内容に変更が生じる場合（金額、工期等）は、必ず事前に市に連絡を行ってください。変更内容に応じて必要な手続きを行って頂きます。  
必要な手続きを行わずに工事を行った場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- 都合により工事が出来なくなった場合など、交付申請を取下げの場合は、速やかに市に連絡を行ってください。
- 長屋建ての住宅の一部を解体する場合、残置する家屋との取り合い部は、建築基準法や消防法等の関係諸法令に適合させてください。ブルーシートなどで取り合い部を塞ぐ行為などでは、補助金を交付できません。
- 補助申請をする際は、事前に「北九州市老朽空き家等除却促進事業補助金交付要綱」及び「北九州市老朽空き家等除却促進事業補助金交付要領」をご確認ください。